

最低制限価格、総合評価基準価格の見直しについて

敦賀市総務部契約管理課

最低制限価格及び総合評価基準価格を下記のとおり改定します。

1. 改正内容

(1) 工事に係る改正について

- ・工事に係る最低制限価格及び総合評価基準価格の設定範囲について、最低限度を5%、最高限度を2%引き上げます。
- ・予定価格が1億5千万円以上の工事における最低制限価格及び基準価格の算出式を1億5千万円未満の算出式に統一します。

(2) 委託業務に係る改正について

- ・委託業務のうち、地質調査における諸経費の算定率を3%引き上げます。
- ・委託業務に係る最低制限価格及び総合評価基準価格に設定範囲を設けます。

2. 適用日

令和2年4月1日以降に入札公告等を行う入札から適用します。